

身体拘束等適正化のための指針

(総則)

- 1 この指針は「看護付小規模多機能居宅ホーム上牧の郷」として事業所が一丸となって利用者に対する身体拘束等を適正化し、もって利用者の尊厳と主体性を尊重し拘束を安易にせ透過することなく職員一人一人が身体的精神的弊害を理解し拘束適正化に向けた意識を持ち身体拘束をしない紫煙の実施に努める

(身体拘束の定義)

- 2 厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」では、以下のような11の行為を身体拘束にあたるとしている。
 - ① 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
 - ④ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - ⑤ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
 - ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
 - ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
 - ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。ただし、当施設では上記の行為以外にも利用者の意思に反する、あるいは利用者の意思が確認できないまま行われる行動制限のための行為はすべて身体拘束とみなすものとする。

(身体拘束等適正化の基本的考え方)

- 3 以下の見地にたち、「看護付小規模多機能居宅ホーム上牧の郷」では身体拘束適正化に向けて取り組むものとする。
 - (1)当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - (2)基本的人権は、全ての利用者に保障されている権利であり、身体拘束を行うことはその基本的人権を侵害することである。

(組織と役割)

4 身体拘束適正化について事業所を挙げて取り組むため、各職種が以下のような役割を負う。

(1)管理者

身体拘束適正化を当施設運営の重要課題として位置づけ、実現に向け強い決意を表明し

リーダーシップを発揮していく。

(2)計画作成担当者(介護支援専門員)

身体拘束等適正化に向けての情報収集および体制作りを行い、身体拘束廃止に向けて現場で発生する問題や課題の解決にあたる。

(3)介護職員

身体拘束等適正化についての施設の方針を理解し、積極的に取り組む。課題が発見されたら適切な情報収集の後、主任介護職員に相談する。

(4)看護職員

医療的な見地に立ち、身体拘束等適正化についての施設の方針を理解し、積極的に取り組む。課題が発見されたら適切な情報収集の後、主任介護職員に相談する

(委員会の設置)

5 身体拘束適正化について事業所を挙げて取り組むため、当事業所に「身体拘束適正化委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(1) 委員会は次に掲げるもので構成する。

ア 管理者

イ 計画作成担当者(介護支援専門員)

ウ 介護職員

エ 看護職員

オ その他、施設長が必要と認めた職員(外部の専門職も含む)

(2) 委員長は管理者をもって充てる。

(3) 委員会は委員長が召集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。

(4) 委員会は、3ヶ月に1回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催する。

(5) 委員会のメンバーは、管理者・計画作成担当者・介護職員・看護職員など多職種に渡る職員、その他のものとする

(身体拘束等の発生時の報告・対応に関する基本方針)

6 委員会は下記の業務を行う。

(1) 身体拘束の問題提起に至る経過を報告書等で確認する

(2) 代替案についての多面的な検討をして、決定する

(3) 心理面・社会面・環境面等からの多面的なアセスメント

(4) 身体拘束適正化についての施設内研修を実施し、啓発する

(5) 外部で開催される身体拘束適正化についての研修に職員を派遣する。派遣された職員は事業所内で伝達研修をおこなう

(身体拘束等適正化の研修の実施)

- 7 職員については定期的な研修(年に二回程度)を実施する。また新規採用者については採用時に研修を実施する

(利用者に対する指針の閲覧に関する基本方針)

- 8 本指針については利用者、又その家族並び職員がいつでも閲覧できるところに設置する

(記録の保管)

- 9 委員会の審議内容等、事業所内における身体拘束に関する諸記録は利用終了後、5年間保管する。

(指針等の見直し)

- 10 本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

平成31年 4月 3日 作成
令和 6年 5月13日 改正